

香川県報



第 81 号

平成 18 年

10月13日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

○新たに生じた土地を確認した旨の届出（二件）	（自治振興課）	一
○町及び字の区域に編入する旨の届出（二件）	（道 路 課）	二
○漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	二
○道路の区域変更	（道 路 課）	二
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	（県民参画課）	三
○平成十八年度准看護師試験の実施	（医務国保課）	三
○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件）	（経営支援課）	三
○土地改良事業の認可（二件）	（土地改良課）	四
○土地改良事業の同意	（道 路 課）	四
○土地改良区の役員の就任の届出（二件）	（道 路 課）	四
○土地改良区の役員の退任の届出	（道 路 課）	四
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	六

告 示

●香川県告示第六百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、さぬき市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、さぬき市長から届出があった。

平成十八年十月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位	置	面 積
さぬき市小田字浦一七六の四、一一七六の五、一七七、一一八三、一一八四、一九五から一九七まで、一三九八の一、一五二四の二〇、一五一四の六五、一五一四の八七から一五一四の八九まで、一五一四の一〇二、一五一四の一〇六、一五一四の一〇七及び小田字小田六一〇の四の地先の公有水面埋立地		七、二五三・五八平方メートル

●香川県告示第六百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、直島町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、直島町長から届出があった。

平成十八年十月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位	置	面 積
香川郡直島町字宮ノ浦二二〇三の二、二二四九の二六、二二四九の三九から二二四九の四一まで、二二四九の四三、字追出二〇七二の一七、二〇七二の一八及び字地藏山三七七の一四、三七七の一五の地先の公有水面埋立地		一三、一一八・〇三平方メートル

●香川県告示第六百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、さぬき市長から届出があった。

平成十八年十月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
さぬき市小田字浦	さぬき市小田字浦一一七六の四、一一七六の五、一七七、一一八三、一一八四、一九五から一九

七まで、一三九八の一、一五一四の二〇、一五一四の六五、一五一四の八七から一五一四の八九まで、一五一四の一〇二、一五一四の一〇六、一五一四の一〇七及び小田字小田六一〇の四の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第六百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、直島町長から届出があった。

平成十八年十月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
香川郡直島町字宮ノ浦	香川郡直島町字宮ノ浦二二〇三の二、二二四九の二六、二二四九の三九から二二四九の四一まで、二二四九の四三及び字追出二〇七二の一七、二〇七二の一八の地先の公有水面埋立地
香川郡直島町字地藏山	香川郡直島町字地藏山三七七一の四、三七七一の五の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第六百二十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三條の二第二項第一号の規定により、屋島加入区について、平成十四年香川県告示第六百四十五号による保険に付すべき義務は、平成十八年十月十日限り消滅したので告示する。

平成十八年十月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第六百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において平成十八年十月十三日から同年十一月三

日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年十月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 志度小田津田線（百二十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
さぬき市鴨庄字野田四二二〇番二地先から さぬき市鴨庄字山脇二八三四番三 地先まで	前	五・〇	四三〇	道路改修工事に伴う現道拡幅
	後	一一・〇	四三〇	

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十一月二十八日まで縦覧に供する。

平成十八年十月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人高松市知的障害児者ネットワークみんなの広場

上廣 鷹雄

高松市観光通二丁目八番二〇号

三 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児者やその周辺の人々と公共機関との連携を図り知的障害関係の情報センターのな役割を担うと共に、地域社会における自立促進のための支援を行うことを目的とする。

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、平成十八年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成十八年十月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験期日

平成十九年二月十日（土曜日）

二 試験場所

香川県高松市林町三二一七―二〇 香川大学工学部

三 受験願書の受付期間

受験願書の受付期間は平成十九年一月四日（木曜日）から同月十一日（木曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十号）に規定する休日を除く。

なお、郵便等による送付による場合は、受付期間の末日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるものに限り受け付ける。

四 その他

その他詳細については、香川県健康福祉部医務国保課マンパワーグループ准看護師試験担当（電話番号〇八七―八三二―三二五五）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年五月三十日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
柴原のHI PANTS+AT 高松十川 高松市十川西町字露尾六七一番四ほか
三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年十月十三日（金曜日）から同年十一月十三日（月曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年六月二日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三二〇番一ほか
三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要
意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課
2 縦覧期間
平成十八年十月十三日(金曜日)から同年十一月十三日(月曜日)まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)買田水路地区)を行うことについて平成十八年十月二日認可した。
平成十八年十月十三日
香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月二日認可した。
平成十八年十月十三日
香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
大堀地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 大堀地区
大橋地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 大橋地区
川滝下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 川滝下地区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月二日同意した。
平成十八年十月十三日
香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名

まんのう町	香川用水非受益地域用水確保事業(貯水池の浚渫) 茶園場地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 大柞地区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、さぬき市志度土地改良区から役員(の退任及び就任について次のとおり届出があった。
平成十八年十月十三日
香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員
香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	川前 久之	さぬき市志度三二七番地	平成一八、七、二二
〃	木内 利男	〃 二二二九番地	〃
〃	多田 善秋	〃 三〇二六番地	〃
〃	和田 正幸	〃 四五〇〇番地四九	〃
〃	新田 秀雄	鴨庄三三四九番地	〃
〃	増田 賢二	〃 二八八番地	〃
〃	松佐 昇	〃 二八四九番地	〃
〃	多田 正人	小田一七七番地	〃
〃	太田 博	鴨部二〇六〇番地一	〃
〃	岩崎 治樹	〃 五九九三番地	〃
〃	鏡原 亨	〃 六四七番地一	〃
〃	松岡 尚美	〃 六九九六番地	〃
〃	松本 成矩	小田二六七一番地四	〃
監事	清水 弘文	志度二九〇七番地一	〃
〃	池田 英範	鴨部二六八六番地一	〃
二 就任した役員			

理事	川前 久之	さぬき市志度三二七番地	平成一八、七、二三
〃	木内 利男	〃 二二二九番地	〃
〃	多田 善秋	〃 三〇二六番地	〃
〃	宮本明次郎	〃 一三二七番地六	〃
〃	新田 秀雄	鴨庄三三四九番地	〃
〃	増田 賢二	〃 一二八八番地	〃
〃	松佐 昇	〃 二八四九番地	〃
〃	多田 重信	小田一二〇三番地	〃
〃	太田 博	鴨部二〇六〇番地一	〃
〃	岩崎 治樹	〃 五九九三番地	〃
〃	鏡原 亨	〃 六四七番地一	〃
〃	松岡 尚美	〃 六九九六番地	〃
〃	松本 成矩	小田二六七一番地四	〃
〃	清水 弘文	志度二九〇七番地一	〃
監事	池田 英範	鴨部二六八六番地一	〃

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、引田土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年十月十三日

香川県知事 真鍋 武 紀

一	退任した役員		
役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	倉本 忠男	東かがわ市吉田八〇二番地	平成一六、七、九
〃	三谷 正一	坂元一九九番地	〃
〃	松村 勉	〃 九六五番地	〃
〃	岩佐 元春	馬宿二四六番地	〃
〃	丸山 清士	南野七二三番地一	〃
〃	乗島 虎善	〃 三六二番地	〃

二	就任した役員		
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	三谷 正一	東かがわ市坂元一九九番地	平成一六、七、一〇
〃	岩佐 元春	馬宿二四六番地	〃
〃	乗島 虎善	南野三六二番地	〃
〃	丸山 清士	〃 七二三番地一	〃
〃	三谷 正俊	黒羽甲一一四四番地二	〃
〃	辻居 義男	〃 甲二〇番地一	〃
〃	水谷 克也	川股二五〇番地	〃
〃	長町 曙	吉田二二〇番地	〃
〃	山西 仁	〃 六三九番地	〃
監事	三谷 文夫	黒羽甲一三三一番地一	〃
〃	宮西 正信	吉田五三〇番地	〃
〃	永峰 肇	引田二九四四番地	〃
〃	水口 勝	〃 一二五五番地	〃
〃	六車 忠義	〃 一四八一番地一	〃
〃	乗島竹次郎	小海二二四番地	〃
〃	遠藤 正俊	〃 三五〇七番地	〃
〃	田中 辰男	〃 一四八八番地三二	〃
〃	田中 詮	〃 一三四五番地一	〃
〃	六車 眞善	〃 一二三三番地	〃
〃	川根 清二	引田二二〇五番地一	〃
〃	麓 虎之	〃 八一〇番地	〃
〃	山西 勇	吉田二六一番地二	〃
〃	三好 茂	〃 一二二六番地一	〃
〃	水谷 克也	川股二五〇番地	〃
〃	辻居 義男	〃 甲二〇番地一	〃
〃	中川 徹	黒羽甲五八七番地二	〃

川根 清二	引田二二〇五番地一	〃
六車 眞善	〃 一二三三番地	〃
田中 詮	〃 一三四五番地一	〃
田中 辰男	〃 一四八八番地三二	〃
遠藤 正俊	〃 三五〇七番地	〃
梅川 薫	〃 二八五三番地	〃
細川 康博	〃 小海二四九四番地	〃
工藤 勉	〃 一五四三番地	〃
水口 秀樹	〃 七三三番地	〃
近藤 政敏	〃 九二〇番地	〃
乗島 秀樹	〃 二一五四番地	〃
監事 中川 徹	〃 黒羽甲五八七番地二	〃
永峰 肇	〃 引田二九四四番地	〃
水田 武雄	〃 小海一四〇一番地	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市古高松土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十八年十月十三日

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	池内 正俊	高松市新田町甲一五〇三番地	平成一八、七、七

高松市から高松広域都市計画公園の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月十三日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

